

令和 8 年度 学校いじめ防止対策基本方針

目 次

I	板橋区学校いじめ防止対策基本方針の理念	P. 1
II	いじめの定義	P. 1
III	赤塚新町小学校の学校基本方針	P. 1
	A 未然防止	P. 2
	B 早期発見 C 早期対応	P. 3
	D 相談体制 E 校内研修	P. 4
	◎重大事態への対応 ◎その他の対応	P. 5
IV	いじめ防止対策に係る年間計画	P. 6
V	いじめ発見から対応について	P. 7
＜参考資料＞ 1 いじめ発見チェックシート		P. 8 ～
2 ふれあい月間アンケート		
3 いじめなど、困ったときの相談は・・・		
4 いじめ防止対策推進法（概要）		

I 板橋区学校いじめ防止対策基本方針の理念

基本方針の理念

- I いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめの未然防止に取り組む。
- II いじめは、どの子供にも、どの学校（園）でも起こり得るものであるとの認識に立ち、いじめの早期発見に取り組む。
- III いじめは、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとの認識に立ち、学校・地域住民・家庭その他関係諸機関との連携の下、いじめの早期対応に取り組む、早期解決を図る。

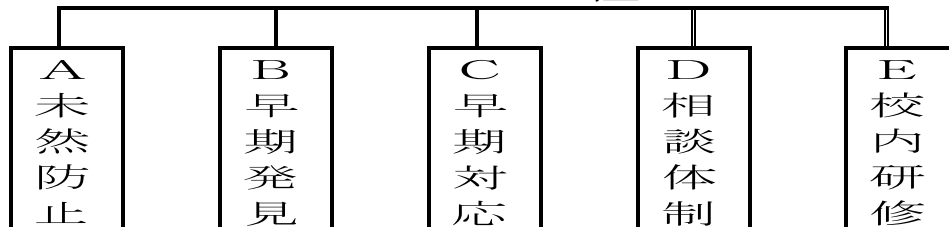
II いじめの定義

いじめ防止対策推進法	問題行動等調査
児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。	当該児童生徒が一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているもの

☆個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つ。

III 赤塚新町小学校の学校基本方針

5 つ の 柱



学校いじめ防止対策委員会

<委員会構成メンバー>

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー
(他教職員は必要に応じて加わる)

<学校の基本方針策定にあたり相談する組織>

○ICS ○PTA役員 等

<板橋区教育委員会の支援組織>

○板橋区教育委員会いじめ問題対策支援室

○START（学校緊急対応チーム） ○いじめ110番 ○板橋フレンドセンター

A 未然防止

○日常より「いじめをしてはいけない」という気持ちをつくる働きかけをする。

●協同学習の導入による学級づくり

- ①児童が学級づくりに参加し、「いじめ」が起こらない学級をつくっていかうとする意識づくりと、学級の問題は自分たちで解決していくという意識を高める。
- ②「学級活動」の時間を大事にし、児童同士による話し合いや実践の場を通して、集団をよりよくする方法や一人一人の友達をよく知り、よいところを認め合い、よりよい人間関係を構築しようとする気持ちと態度を育てる。
- ③「協同学習」を授業改善の視点として取り入れ、人的関係の中で自分の考えや相手の考えを尊重しながら、相互協力関係・信頼関係を授業の中から築いていけるようにする。
- ④保護者にも自主的な学級づくりの推進がいじめを防止することについて理解を得る。

＜特別な取組の例＞ 全学級で学級のいじめ防止の観点を入れた目標づくりをする。

●人権教育

「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」という人権感覚を各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の特質に応じ、教育活動全体を通じて育成する。

＜特別な取組の例＞

校長講話：全校朝会における校長の話と、その後の学級における深め合い。

全校：帰りの会等で「がんばったこと」を認め合う場づくりをする。また、友達の「よいところ探し」など認め合う場を積極的につくる。

2年生：生活科の授業を通して自分の誕生と育ってきた様子を振り返り、自分だけでなく他の人も同じように大切にされていることを学ぶ。

5年生：理科の授業を通して生命の大切さを学ぶ。また、体育（保健）で「心の健康」において、思春期における人との関わり方について学ぶ。

6年生：キャリア教育を通して、講師の特別授業を受け、将来に向けて意欲をもって自己実現を図る気持ちを育む。

特別支援学級：通常の学級との交流活動や集会活動を積極的に行う。

●体験活動

授業の中で「体験活動」を実施することにより、様々な体験を通じて、児童の社会性や豊かな人間性を育む。また、移動教室や緑のカーテン、地域清掃を中心にした様々な自然体験や社会奉仕体験等を学校教育活動に適切に位置付け、道徳や特別活動、総合的な学習の時間、各教科と関連させて効果的な取組を進める。

●情報モラル教育

保護者参加による児童の携帯電話やスマートフォン・パソコン等の利用に関する学習の場を設定し、いじめ等を未然に防ぐ情報モラル教育を行う。また、保護者に対して、携帯電話等を買与える保護者の責任について啓発を図る。

＜特別な取組の例＞

全校：携帯電話やスマートフォン・パソコン等の利用に関する保護者同席のセーフティー教室を行う。

各学級：「SNS新町ルール」「タブレットパソコン活用ルール」についての指導をし、周知を図るとともに、各家庭にルール策定への働きかけをする。

●スクールカウンセラーの活用

児童や保護者の抱える悩みを受け止め、相談できる場として、スクールカウンセラーの利用を推進する。（日常より児童との相談・観察の推進、保護者へはスクールカウンセラーと相談できる時間の確保など、学校便り等で周知する。）

＜特別な取組の例＞ 5年生：全員がカウンセリングを受ける機会を設定する。

●保幼小中連携「学びのエリア」

保・幼・中と連携を取り、情報を共有することで、いじめの原因ともなり得る小1プロブレム、中1ギャップなどの解消に努める。

●「保護者の責務」の啓発

保護者会等において、学校の基本方針の説明を行い、保護者の責務について啓発する。

B 早期発見

○ 日常の綿密な児童観察及び定期的なアンケート調査を行う。
○ 教職員間の定期的な情報交換の場である「生活指導会」を活用する。
○ 相談箱等を設置する。
○ 保護者及び地域からの声の収集を行う。

● いじめの実態把握調査（ふれあい月間）

ふれあい月間に合わせて、6月、11月、2月にアンケート方式による調査を実施する。

● 「生活指導会」による教職員の定期的な情報交換

金曜日の16時30分から生活指導会を設け、学校全体の様子や各学級からの児童の様子などについて、全員で情報の共有化を図る。専科の時間等の様子についても確認する。

● 相談窓口の周知

児童・保護者には、担任、関係の教師、保健室、校長室と、様々な窓口があることを周知する。相談箱を保健室に設置する。

地域からの情報収集も大切にし、電話・会話等で情報を収集できるようにする。特にスクールガード、見守り隊から話を聞けるよう話しやすい雰囲気をつくる。

● 「いじめ見逃しゼロ」の徹底

いじめは、どの児童にもどの学校でも起こりうることの認識に立ち、「いじめ見逃しゼロ」を教職員が徹底する。

● 「ネットパトロール」の情報の利用

いじめとなりうる情報の書き込み等がインターネット上に発見された場合は、教育委員会と連携をとり、適切な対応を行う。

● スクールカウンセラーによる全員面接の実施

1学期に5年生全員を対象として実施する。また、必要に応じて個別の面接を行う。

● 保護者・地域との連携

学校便りや保護者会の機会を活用し、学校いじめ防止対策基本方針について知らせ、情報収集を図る。また、あいキッズや児童館との連携を図り、情報交換を密にする。

C 早期対応

○ 情報の収集と記録、事実確認、情報の共有を行う。
○ 重大事態であるかの判断をする。
○ 学校いじめ防止対策委員会で方針（事実確認、判断、対応策）を話し合う。
○ 被害者、加害者、周りの児童などとの対話を行う。
○ 学級の立て直しの方策を検討する。
○ いじめ情報及び学校の方針を発信し、保護者・地域と共有する。

● 学校いじめ防止対策委員会で「対応の方針（事実確認、判断、対応策）」「重大事態かどうか」の方針を決定し、全教職員が協力して対応する。

① 幅広く情報を集め、事実確認をする。

② 重大事態であるかの判断をする。

③ いじめが発生した学級の児童全員から話を聞く。（状況・不満・不安・今後・意見）
（相談時間づくりとして、専科等による補教体制を組む。）

④ 短・中・長期の対応策を考え、実施する。

● 被害者児童への対応及び支援

① 関係児童全員からの速やかな事実確認

「いつから、何を（どのようなことを）、誰に、どの程度」の確認と詳細な記録、周囲の児童や関係教職員を含めた事実確認を行う。

② 「あなたを学校全体で守る」という学校全体の意思の伝達

「いじめられる側は悪くない」という共通認識、学級において担任が被害者側の味方であることの明言、スクールカウンセラーとの連携による安心できる場の確保を行う。

- ③被害・加害者双方の児童の保護者への速やかな連絡と話し合いの場の設定
事実を基にした保護者への速やかな連絡、状況の定期的かつ細やかな保護者への報告、状況に応じて保護者（被害・加害双方の場合を含む）との話し合いの場の設定をする。
- ④スクールカウンセラーが被害者の児童にカウンセリングを行う。
- ⑤複数の教職員で対応する。（直接授業に入る、給食の準備、清掃時、休憩時等）また、声をかけ話ができる、聞いてあげる雰囲気をつくる。

●加害者児童への対応及び措置

- ①速やかな事実確認と保護者への連絡
校長を含めた複数の教員での対応、親子で話をする場を設定する。
- ②いじめが止まない場合の取り出し指導の場と学校体制の確立
加害者児童を被害者児童から遠ざける体制の確立、保護者の了解を得て、取り出し（別室）指導の場の確保と取り出した際の指導体制を確立する。
- ③謝罪の場の設定とその後の様子の観察
被害者児童への謝罪の場の設定、事前の加害者児童の保護者への謝罪内容等の確認、謝罪後の様子の観察と定期的なスクールカウンセラーとの面談をする。

●学級の立て直しに向けた取組

ルールの再編と徹底、温かい言葉かけ、楽しい雰囲気づくりを行う。また、校長をはじめ学校のすべての教職員（含むスクールカウンセラー）といつでも相談してよいことを伝える。（専科の時間の応援、また、専科教員の学級への応援体制を含む）

D 相談体制

○ 学校いじめ防止対策委員会の迅速かつ組織的な対応
○ スクールカウンセラーの活用
○ 学級でのチェックリストの活用

- 管理職への確実な報告体制及びスクールカウンセラーとの情報共有の場の設定
「少しでも気になる児童の様子はすぐに報告」の学校体制とシステムの構築、スクールカウンセラーとの情報共有の場と時間の設定をする。
- 個々のケースについての情報共有及び教職員一人一人の関わり方の確認
聞き取った事実の共通理解、ケース毎の具体的手だて及び教職員の対応についての協議、関係児童への声かけをする。
- いじめ早期発見のためのチェックリスト（いじめ発見チェックシート）の活用
※＜参考資料 1＞参照

E 校内研修

○ いじめ防止の研修計画を立てる。
○ 東京都、板橋区の研修会に参加し、情報を共有する。

- ふれあい月間を含め、各学期に校内研修を行う。
- いじめを生み出さない学級の雰囲気づくりについての研修
- いじめを見逃さないための児童の観察の視点を明確にするための研修
- 被害・加害者児童の保護者への連絡内容及び実際の話し方の研修
- 東京都及び板橋区主催のいじめ防止のための研修会への参加と情報共有
- スクールカウンセラーを交えたケース会議や定期的な情報交換の時間の設定

＜参照＞「いじめ問題に対応できる力を育てるために－いじめ防止教育プログラム－」
「東京都におけるいじめ防止等の対策」
「いじめ総合対策【第2次】一部改訂 上・下巻」
「人権教育プログラム」

以上 東京都教育委員会

◎ 重大事態への対応

重大事態とは（法第28条第1項）

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
{生命、心身又は財産に重大な被害}
○ 児童が自殺を企図した場合
○ 身体に重大な傷害を負った場合
○ 金品等に重大な被害を被った場合
○ 精神性の疾患を発症した場合 など
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
{相当の期間} 不登校を理由として欠席が年間累計13日を超えた時点を目安とする。
ただし、5日間程度連続して欠席した場合は迅速に調査に着手する。

< 重大事態の場合 >

- ・教育委員会へ報告、相談・指導を受け、取り出し（別室）指導をする。
- ・教育委員会へ報告、相談・指導を受け、学校調査委員会を設置し、調査を行う。
学校調査委員会の構成は、ICS、PTA役員、学校医などの学校教職員以外の委員を加える。得られた調査結果の報告は、教育委員会へ速やかに報告し、関係保護者等へ情報提供する。

< 最重大事態の場合 >

- ・教育委員会へ報告、相談をして、警察に連絡する。

◎ その他の対応

- ・学校いじめ防止対策基本方針を学校便り及びホームページ等で公表し、保護者や地域住民の理解・協力を得るよう努める。
- ・学校いじめ防止対策基本方針の内容については、学校いじめ防止等対策委員会のPDCAサイクルで見直していく。
- ・いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取り組み評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、学校いじめ防止等対策委員会でいじめに関する取り組みの検証を行い、基本方針を改善していく。

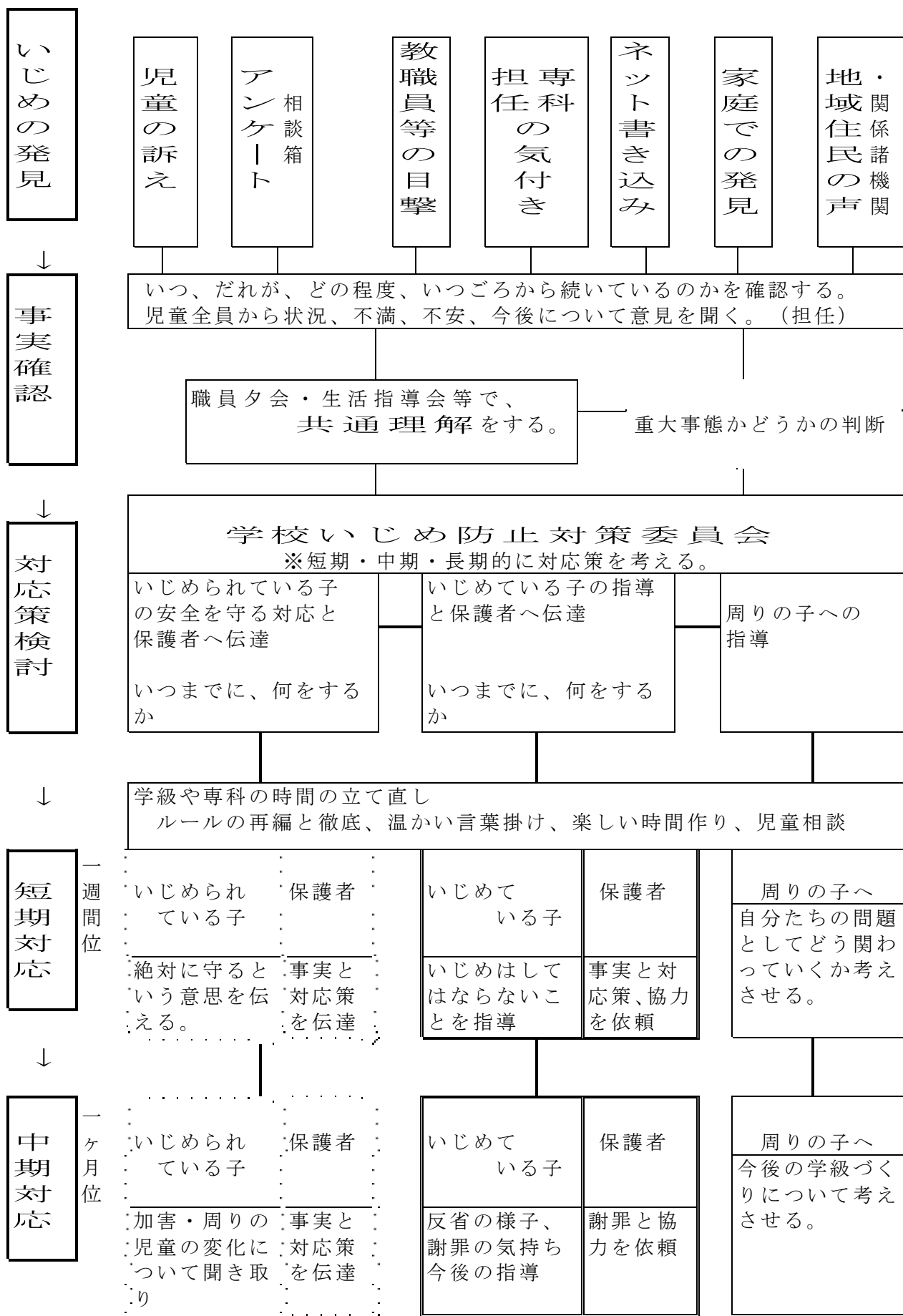
Ⅳ いじめ防止対策に係る年間計画

	児童の活動（学年）	教職員の動き	保護者・地域
4月	・1年生を迎える会（全） ・フレンド班編制	・基本方針の確認 ・SCの紹介 ・学びのエリア研修	・保護者会 ・個人面談 ・iCS
5月	・フレンド班ピクニック ・セーフティー教室	・教員自己申告	
6月	・ふれあい月間、アンケート① ・いじめ防止授業①	・校長講話 ・校内研修「学校いじめ防止対策基本方針の理解」 ・生活指導全体会① 児童理解	・iCS
7月	・SOSの出し方（全）	・長期休業前の指導	・保護者会
8月		・生活指導全体会② 校内研修	
9月	・SC面接（5） ・道徳授業地区公開講座	・長期休業後の児童観察と指導	・保護者会 ・iCS
10月	・フレンド班ウォークラリー	・学びのエリア研修 ・教員中間申告	・iCS
11月	・地域清掃（全） ・ふれあい月間、アンケート② ・いじめ防止授業②	・校長講話 ・校内研修	・個人面談
12月	・福祉施設訪問（5組）	・長期休業前の指導	
1月	・いたばし学級活動の日	・長期休業後の児童観察と指導	・iCS
2月	・ふれあい月間、アンケート③ ・6年生を送る会（全） ・いじめ防止授業③ ・中学校授業体験（6）	・校長講話 ・校内研修 ・教員自己評価 ・生活指導全体会③ 児童理解・研修	・iCS ・保護者会 ・PTA総会
3月	・交流活動（5・6）	・基本方針改善 ・長期休業前の指導	
通年	・協同学習 ・特別支援学級との交流 ・道徳教育 ・体験活動 ・フレンド班活動 ・あいさつ運動	・学校いじめ防止対策委員会 ・健康観察 ・SC相談	・学校公開

※学級活動の時間を使って児童の手で学級目標を作り、教室の見えるところに掲示する。
児童によりよい学級づくりへ主体的に取り組む意識をもたせるとともに、いじめのない学級の実現を意識させるように配慮する。

※保護者にも学級目標の意義、学級経営に参画する意識、児童の課題解決力の育成について、理解と協力を得るよう努める。

V いじめ発見から対応について



いじめ発見チェックシート

1 表情・態度

- | | |
|--|---|
| ☐ 笑顔がなく沈んでいる。 | ☐ ぼんやりとしていることが多い。 |
| ☐ 視線をそらし、合わそうとしない。 | ☐ わざとらしくはしゃいでいる。 |
| ☐ 表情がさえず、ふさぎ込んで元気がない。 | ☐ 周りの様子を気にし、おずおずとしている。 |
| ☐ 感情の起伏が激しい。 | ☐ いつも一人ぼっちである。 |

2 身体・服装

- | | |
|--|--|
| ☐ 体に原因が不明の傷などがある。 | ☐ けがの原因を曖昧にする。 |
| ☐ 顔色が悪く、活気がない。 | ☐ 登校時に、体の不調を訴える。 |
| ☐ 寝不足等で顔がむくんでいる。 | ☐ ボタンが取れていたり、ポケットが破けたりしている。 |
| ☐ 服に靴の跡が付いている。 | ☐ シャツやズボンが汚れていたり、破けたりしている。 |

3 持ち物・金銭

- | | |
|--|--|
| ☐ かばんや筆箱等が隠される。 | ☐ ノートや教科書に落書きがある。 |
| ☐ 作品や掲示板にいたずらされる。 | ☐ 机や椅子が傷つけられたり、落書きされていたりする。 |
| ☐ 必要以上のお金を持っている。 | ☐ 靴や上履きが隠されたり、いたずらされたりする。 |

4 言葉・行動

- | | |
|---|--|
| ☐ 他の子供から言葉掛けを全くされていない。 | ☐ いつもぼつんと一人でいたり、泣いていたりする。 |
| ☐ 教室にいつも遅れて入ってくる。 | ☐ 登校を渋ったり、忘れ物が急に多くなったりする。 |
| ☐ 職員室や保健室の付近でうろうろしている。 | ☐ いつも人の嫌がる仕事をしている。 |
| ☐ すぐに保健室に行きたがる。 | ☐ 家から金品を持ち出す。 |
| ☐ 不安げに携帯電話をいじったり、メールの着信や掲示板をチェックしたりしている。 | |

5 遊び・友人関係

- | | |
|--|---|
| ☐ いつも遊びの中に入れない。 | ☐ 友達から不快に思う呼び方をされている。 |
| ☐ 笑われたり冷やかされたりする。 | ☐ グループで行う作業の仲間に入れてもらえない。 |
| ☐ 特定のグループと常に行動を共にする。 | ☐ 遊びの中で常に嫌な役割を担わされている。 |
| ☐ よくけんかが起こる。 | |
| ☐ 付き合う友達が急に変わったり、教師が友達のことを聞くと嫌がったりする。 | |
| ☐ 他の人の持ち物を持たせられたり、使い走りをさせられたりする。 | |

6 教師との関係

- | | |
|---|---|
| ☐ 教師と目線を合わせなくなる。 | ☐ 教師との会話を避けるようになる。 |
| ☐ 教師と関わろうとしない。避けようとする。 | |

学校生活についてのアンケート ～いじめや体罰問題の未然防止と早期発見に向けて～（小学校 4・5・6 年生用）

このアンケートは、いじめや体罰をゆるさず、いじめや体罰をなくすためのものです。
下の質問について、よく考えて、「はい」「いいえ」「わからない」「こたえたくない」のどれかあてはまるところに○をつけてください。

I あなた自身のことについて質問します。（4 月から今までの間で）

1. 学校に行きたくないことがありますか？
(ア はい イ いいえ ウ わからない エ こたえたくない)
2. 寝れない日がありますか？
(ア はい イ いいえ ウ わからない エ こたえたくない)
3. いじわる、からかい、仲間外れにあったことがありますか？
(ア はい イ いいえ ウ わからない エ こたえたくない)
4. もしかするといじめられていると思うことはありますか？
(ア はい イ いいえ ウ わからない エ こたえたくない)
5. このクラスにいじめはありますか？
(ア はい イ いいえ ウ わからない エ こたえたくない)
6. それ以外に、気になっていることがある場合は、下に書いてください。

※ 1～5 で「はい」と答えた人、6 で「気になっていることがある」人に聞きます。

7. そのことは、もう終わっていますか？
(ア 終わった イ 終わったとは言えないが今はない ウ 終わっていない エ わからない)
8. そのことについて誰かに相談したことがありますか？
(ア はい イ いいえ ウ わからない エ こたえたくない)

II あなたの学級の友達のことについて質問します。（4 月から今までの間で）

あなたの学級の友達のことで、気になることはありますか？ ある場合は、下に書いてください。
(例) 決まった人がいばっている。友達がからかわれている。

III 学校の先生のことについて質問します。（4 月から今までの間で）

学校の先生のことについて相談したいことはありますか？ ある場合は、下に書いてください。
(例) いやなことを言われる。無視される。ぶつたりけつたりされる。

学年	組	番号	氏 名

アンケートはこれでおわりです。担任の先生に渡してください。

いじめなど、困ったときの相談は・・・

東京都いじめ相談ホットライン

24時間対応

電話 03-5331-8288

東京都教育相談センター

平日 9:00～21:00

土日祝日 9:00～17:00

(年末年始を除く)

電話 03-3360-8008

24時間いじめ相談ダイヤル

24時間対応 ナヤミ イ-

電話 0570-0-78310

(全国統一ダイヤル)

東京都児童相談センター

平日 9:00～21:00

土日祝日 9:00～17:00

(年末年始を除く) ヨイコニ

電話 03-3366-4152

子供の権利擁護専門相談事業

平日 9:00～21:00

土日祝日 9:00～17:00

(年末年始を除く) ハジテミナヨ

電話 0120-874-374

警視庁少年相談室

平日 8:30～20:00

土日祝日 8:30～17:00

(年末年始を除く)

電話 03-3580-4970

(ヤングテレホンコーナー)

板橋区教育相談所

月～金 祝休日・年末年始を除く

9:00～17:00

教育相談所 蓮根

電話 03-3967-6181

教育相談所 成増分室

電話 03-3975-9693

板橋いじめ110番

月～金 祝休日・年末年始を除く

9:00～17:00

電話 03-3964-1370

START (学校緊急対応チーム)

3579-2664

板橋フレンドセンター (不登校相談)

3991-2500

東京都小児総合医療センター

こころの電話相談室

月～金 祝休日・年末年始を除く

9:30～11:30 13:00～16:30

電話 042-312-8119

東京都立精神保健福祉センター

(こころの電話相談)

月～金 祝休日・年末年始を除く

9:00～17:00

電話 03-3842-0946

一番 合うところを
紹介してもらえます。

一 総則

1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

二 いじめの防止基本方針等

1 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）について定めること。

※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

三 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動について定めること。

2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。

3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として①いじめの事実確認、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。

4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

四 重大事態への対処

1 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。

3 地方公共団体の長等（※）に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による1の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。※公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

五 雑則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

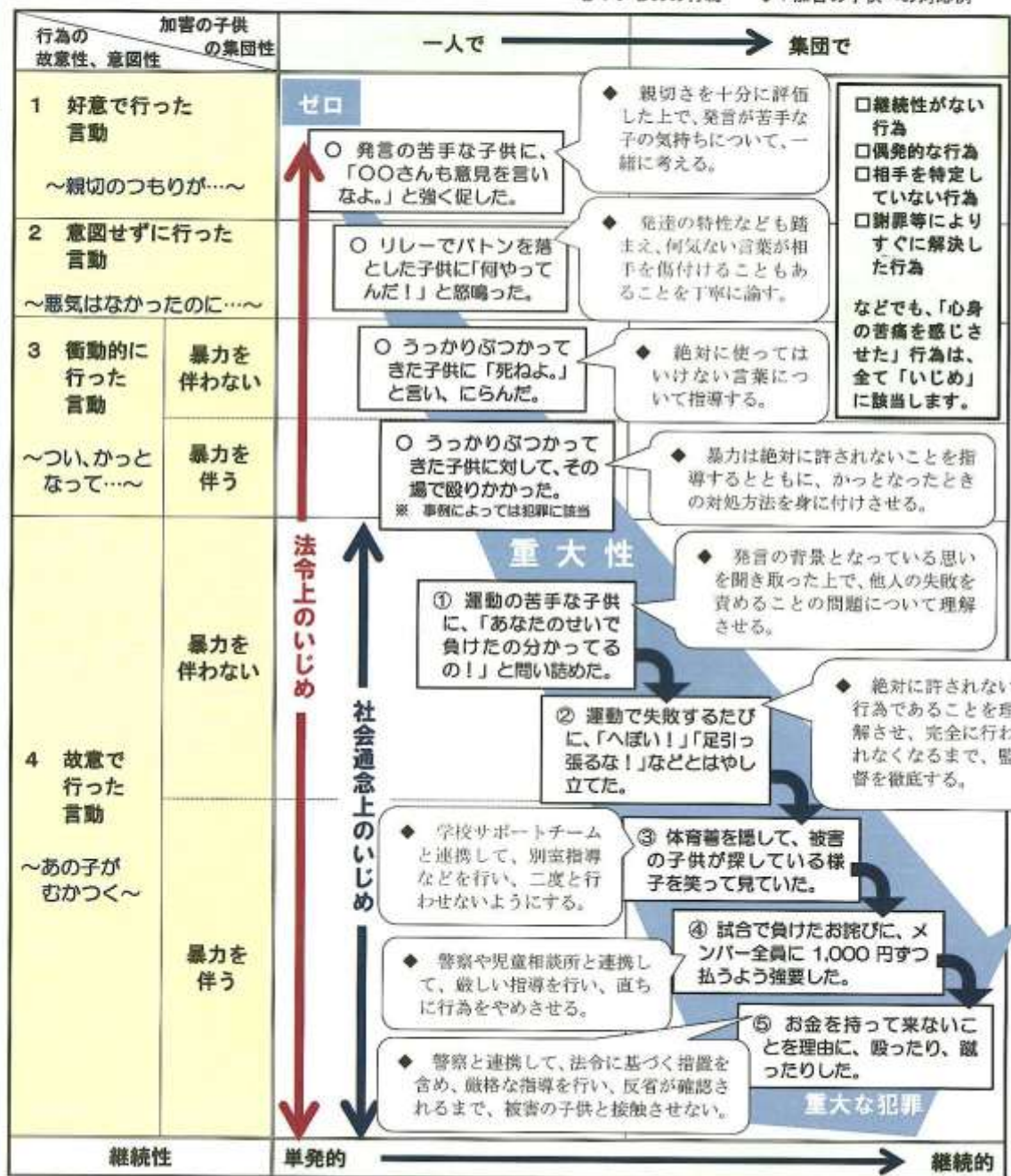
（一から五までのいずれも、公布日から起算して三月を経過した日から施行）

● 重大性の段階に応じたいじめの類型(例) ～「いじめ」の定義に基づく確実な認知に向けて～

以下の類型は、あくまでも例であり、いじめの認知に当たっては、被害の子供が「心身の苦痛を感じている」かどうかを鑑み、個別に判断する。

個々のいじめへの対応に当たっては、その行為の重大性(行為が与えた影響、故意性、加害の子供の人数、継続性等)を総合的に考慮して、適切な対応を行う。

○：いじめの行為 ◆：加害の子供への対応例



※ 上記の類型は、加害の子供の行為によるもので、被害の子供の「心身の苦痛」の軽重によるものではない。

※ どこからが犯罪に該当するかは、事例ごとに異なる。 ※ 「暴力」とは、言葉以外の有形力の行使全般を指す。